

峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございます。

冒頭、お願いがございます。きょうは、主として、総理が訪米してこられた、その集中質疑でございますから、答弁はぜひ総理大臣みずからお答え願いたいと思いますし、また、十八日の党首会談、これも基本的には両党首、小淵総理とそして我が党で言えば菅直人、この二人の合意でございますから、その点も含めて総理からのお答えをいただきたいと思っております。

そして、事前に資料をちょっと配らせていただきたいと思うわけでありまして。事務局、配っていただきたいんですが。

〔資料配付〕

峰崎直樹君 内容は、党首会談で、九月十八日、たしか夕刻の五時過ぎだったと思いますが、「確認」ということで、今お手元にお配りいたしました。「両党は、実務者協議で合意した事項については、共同して速やかに成立を図ることで合意した。」これに伴い、括弧一、括弧二と。そして、次のページに「金融危機管理対策の概要(案)」、「野党三党提案の四法案を基礎に、以下の点及び、これに関連する技術的部分について四法案の共同修正を行う。」これが大きな ですね。そして と。

この内容について、このように合意をしたということについては間違いないかどうか。参考資料として提出しましたので、その点をまず最初に確認をさせていただきたいと思っております。

国務大臣(小淵恵三君) 御答弁申し上げます。

党首会談におきまして、それぞれ文書等の提出もございましたが、特に民主党との間におきましての確認の問題がございまして、委員から今御提出をいただきお見せいただきました資料につきましては、この第二の最後のパラグラフのところで「所要の法律を整備する。」というところは、必要な法整備を行うということで合意したものと理解をいたしております。

峰崎直樹君 そうすると、ここは必要など、今申されたとおりに直して一応合意をしたということによろしゅうございますね。

問題はこの解釈だと思っておりますが、その前に、実は私、要求大臣の中に官房長官は要求しておりませんでした。ところが、野中官房長官の午前中の記者会見の談話内容が入ってまいりましたので急遽呼びすることになりましたけれども、この点はまたひとつよろしくお願い申し上げたいと思っております。

そこで総理、最初にお伺いをしたいわけでありまして、総理が訪米をされて、その訪米

時に内政記者懇談会、当然外国に行ったときに記者の皆さんに、出発直前にあった十八日のこの合意、これに基づいて、日本の金融システムの問題や焦点になっている長銀問題あるいは財政と金融の分離問題についてどのように内政懇談会ではお話しなさったのでしょうか。

国務大臣（小淵恵三君）　すべてを記憶しておるわけではありませんが、現下の金融システムの安定の問題につきましては、各党間で党首会談も行われまして、合意事項も作成をしたと。そのことを誠実にこれは実行していかなければならないということの気持ちを申し上げたと記憶いたしております。

峰崎直樹君　長銀の問題について私どもが各種新聞等を通じて入手しているのは、このようにおっしゃっているというふうに報道されています。長銀を破綻させずに住友信託銀行と合併させたい、長銀が破綻しては合併できない、資本注入のスキームはぜひ必要だと述べられたというふうに書いておりますが、この点はそのとおりでございましょうか。

と同時に、後で先ほど申し上げました確認事項の括弧一、「長銀問題については、実務者協議で合意した事項に沿って、特別公的管理等で対処する。」と。この「等」というものの理解も、このように公的管理の解釈についておっしゃっていたということですが、「等」とは、破綻前の金融機関の対策として金融機関の過少資本状態の解消等、金融システムの早期健全化スキームを早急に検討することで与野党間の合意がなされたと、こういうふうに理解をされたというふうに報道されていますが、この二点について、総理は今でも同じ考え方をお持ちでしょうか。

国務大臣（小淵恵三君）　各党首との会談において、野党三党と話し合いの中で話し合ったことを中心に結論が出たわけであり、その中で、少なくとも自分が常々申し上げているように、日本の金融システムの中で絶対にシステムリスクを起こしてはならない、そのことは日本の金融機関の大きさからいっても少なくとも大きな引き金に、日本の金融機関が破綻というようなことになって世界の金融に重大な影響を及ぼすことはあってはならぬということをおっしゃったつもりであります。

それから、「等」につきましてでございますが、この「金融危機管理対策の概要」というものがございます、その中で「金融機関の過少資本状態の解消等、金融システムの早期健全化スキームを、早急に検討する。」ということの事項がございますので、その検討を待たなければならぬと思っておりますが、いずれにいたしましても、大きな金融機関の破綻は避けるべきだと、こういうことを申し上げたと記憶しております。

峰崎直樹君　何か私の質問にほとんど答えてもらっていないような気がするんですね。

長銀を破綻させずに住友信託銀行と合併をさせたい、長銀が破綻しては合併できな

い、資本注入スキームはぜひ必要だと、こういうふうにおっしゃったかおっしゃらないかということは、今のはシステム破綻は起こさないということを私は言いましたと、そういうことを聞いているのではないんです。システム破綻を起こさない方がそれは私たちもいいと思っている。問題は、このことについてそういう発言があったかどうかということの確認を求めているんです。

国務大臣(小淵恵三君) そのとおりの言葉であったかは記憶しておりませんが、少なくとも私がこの住友信託と長銀との合併問題につきまして、これは民間の金融機関同士でありますけれども、そうした金融機関が合併されることが望ましいということで、私自身もそれなりの行動をとったということでございまして、そういった意味で、長銀も含めまして破綻をさせることは大変、破綻をいたしますれば当然合併ということに至らないわけでございますので、そうあってはならないのではないかとすることは申し上げたと記憶しております。

峰崎直樹君 要するに、どうもやっぱり確認事項の解釈が違うんじゃないかと私は思っているんです。

ここで、「両党は、実務者協議で合意した事項については、共同して速やかに成立を図る。」これは後ろのこちらです。この二枚目の方です、全部ですね。

ここで、「長銀問題については、実務者協議で合意した事項に沿って、特別公的管理等で」という「等」の理解ですね。これは今のお話を聞いていますと、どうも のところに目が向いておられるようですが、私どもが今現在修正協議を進めている実務者等の話など全体を聞いておりますと、むしろその の「金融再生法案の修正について」、その一、「金融機関の申し出によって、特別公的管理等の開始を行える旨の規定を、雑則ではなく、本則中に規定する。」この「等」というところの意味は、実は今おっしゃられたような意味ではなくて、これは特別公的管理で株式所有することもありますよ、それから自民党案にあったブリッジバンクもここにありますが、それから金融清算人を入れてやる方法もありますよ、そういう理解だというふうに私どもは実務者協議で聞いているわけです。

ましてや、後で述べますが、この法案が通るまでの間に何か事があったときに資本注入ができる仕組みのその間合いをねらって今の十三兆円の仕組みが残っているなんということは毛頭あり得ないわけですから、そういう理解であるということについて、小淵総理はどのような理解をこの「等」についてはされていたのですか。

国務大臣(小淵恵三君) これは各党間の党首会談のときの合意でございましたが、その後、各党間におきまして、その考え方をめぐりましてそれぞれ各党からの意見も提出をされて、党の責任者同士の話し合いに入って今日まで続いておるのだらうと思います。

そういう意味で、その後、この「等」の解釈をめぐりまして、自民党の森幹事長から、

党首会談の合意ということで、野党からのこの説明を求められたことに対しまして、次のように言われておるわけです。「等」を入れましたのは、そのような規定を盛り込んだ新しい法律ができるまで現行法の枠組みが生きているという意味であり、我が党として新法を成立させ、新しい利用可能な枠組みをつくり、それに対処することを望んでおります。もし、我が党が従来考えていた現行法のスキームで対処しようとしているという誤解を招いたとすれば、真意は今申し上げたとおりである、御理解を願いたいと思います、というのを二十二日で回答いたしておりまして、私は訪米中でございましたが、幹事長からそのような考え方を申し述べるということで理解を求められましたので、そのことは私も了承したところでございます。

峰崎直樹君 今、森幹事長の談話を読まれましたね。ところが、なぜその森幹事長談話が出てくるかということ、総理がアメリカへ行っちゃべられた中身がどうも合意と違うんじゃないかということで合意されたんですよね。その点の認識の理解というのは、自分の発言されたことがどうもやはり森幹事長談話のところに収れんされるように訂正した、こういう理解でよろしいですか。

国務大臣（小淵恵三君） 帰国しましてから、当時の新聞にもう一度目を通させていただきました。アメリカにおきまして手に入りますのは実は三紙でございまして、帰りまして他の新聞を拝見しましたところ、一面トップで私の記者会見の様子が報ぜられておりまして、長銀に対する資金注入について私がそのように会見で申し述べたという、そうした一面トップの記事もございましたし、そうでないものもございました。

したがって、いささか私の弁に言葉が不十分であったかもしれませんが、私といたしましては、今申し上げたような趣旨に基づいて会見したと理解をしております。会見の様様につきましてきちんと把握していただければ、御理解いただけるとっております。

峰崎直樹君 いずれにせよ、私たちは総理がアメリカで発言されている中身を読むと、どうも長銀は破綻させない、そして新しいスキームができるまでは一応やり得るんだから、従来の十三兆円のスキームはその間に投入し得るといような、そういう誤解を生むような理解というものがあつたのではないか。その意味で今回、森幹事長のところで一応整理をされて出てきた、こういう理解をしているわけでありませう。

しかし、いずれにせよ私どもは、一国の総理が党首会談で合意をされた中身があちらこちらにあって、幹事長のところで実はまた調整されざるを得ないというのは、やはり今日のこういう状態を招いているという意味でも、私は総理の責任というのは、先ほど大蔵大臣がおっしゃいましたように、事態は今余り進んでいないわけですね。

進んでいない要因というのは、この合意事項の理解の仕方についてどうも私はやはり違いがあるのではないだろうか。そのこのところを、きょうはまだ終わっておりませう、後で

また質問いたしたいと思うんですが、ぜひ引き続きその点について、もう一度また進めていきたいと思いますが、ちょっと先に進みます。

アメリカに行かれて、日米首脳会談で、私どもは新聞でしかクリントンさんとの会談の内容がわからないんですが、クリントン大統領と総理を初めとする首脳会談のやりとり、あるいはこれは最後に合意事項というのがあるそうではありますが、これについては、公的な文書でありますでしょうか、当然英文の文書があるんでしょう。

国務大臣（小淵恵三君） 二人の首脳会談の会談記録というのは、私は、双方つくるかもしれませんが、日本側は日本側、アメリカ側はアメリカ側、こういうことであろうかと思えます。

峰崎直樹君 そこで、先ほども総理が答えられており、これは本会議のところで聞いておりましたけれども、クリントン大統領は、日本の金融当局が存続可能な銀行に適切な条件のもと十分な額の公的支援を投入することが必要だと。

そこで総理、日本の金融当局がという主語がありますが、存続可能な銀行と、こう書いてありますね。これはどういう意味なんですか。そして、できればそれはどういう英語なのか。そして、その後で十分な額の公的支援を投入すると。これは何か、ある新聞には注入とか投入ということで、インフューズというような言葉が出たとか出ないとかおっしゃいました。という意味では、私どもはこういう形での文書を見るときに、日本語になっているものと同時に、当然これ英語であるでしょうから、そういうものを理解しないとなかなか出てこないわけです。

ですから、こちら側もつくっている、あちら側もつくっていると今おっしゃいましたが、そういう資料については提示していただけますでしょうか。これが一点目。

それから、日本の金融当局が存続可能な銀行に適切な条件のもとで十分な額のと同時に、存続可能な銀行というのはどういう理解なんですか。この二点、ちょっと総理にお聞きします。

国務大臣（小淵恵三君） まず、首脳会談を含めた外交上のやりとりを詳細に公にすることは適切でなく、今般の首脳会談におけるクリントン大統領の具体的発言ぶりをお答えすることはできませんが、大統領が、米国を含む多くの国における歴史的経緯にかんがみ、日本の金融当局が存続可能な銀行を適切な条件のもと十分な額の公的支援によって支援する必要を強調されたということでございます。

そこで、先ほどの金融機関の状態についてどういうものを想定しているかということですが、一般的に日本の金融機関の中でそうした厳しい環境にある金融機関を想定しているものと思いますが、具体的なこれに対する指摘があったわけではございません。

峰崎直樹君 総理、今聞いているのは、存続可能な銀行というのはどういう理解をされたんですかということです。

国務大臣（小淵恵三君） それはアメリカ側の方がお話をされたことございまして、我々としては……

峰崎直樹君 いや、それは違うでしょう。合意をしたんでしょう、合意事項ですよ。

委員長（倉田寛之君） 発言は挙手して願います。

国務大臣（小淵恵三君） それは、双方の担当者がブリーフした文書を、今の先生が御指摘をされたのは、大変恐縮ですが、いずれの文書を申されておられるかちょっと正確にお話をいただきませんと、実は双方のブリーファーがお話しされたことで、日本側のブリーファーの認識とアメリカ側のブリーファーの認識とありまして、それぞれを合意事項としてそのことを取りまとめたというものであるかどうか、先生の今の……（「合意事項」と呼ぶ者あり）すなわち合意事項といいましても、両国で正式に合意をしたというような正式の文書を発したものはございません。

峰崎直樹君 率直に言って、アメリカまで行かれてやりとりもあった、そして合意事項はといったら、合意事項はありませんと。これでは一体何をやってきたんだかわかりませんので、ちょっとこのときのやりとりの正式な資料をちゃんと出していただけませんか、この理事会に。私要求いたします。ぜひお願いいたします。英文でまたお願いします。

委員長（倉田寛之君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

委員長（倉田寛之君） 速記を起こして。

国務大臣（小淵恵三君） 大変失礼をいたしました。

まず第一に、合意文書があるやなしやと。ありません。

それから、存続可能な銀行というものでございますが、日米会談においてクリントン大統領は、存続可能な銀行を適切な条件のもと十分な額の公的支援によって支援する必要性を強調されたが、具体的な問題に言及されたわけではないことは先ほど申し上げました。

一方、これまでの与野党協議を経まして、今後、破綻前の金融機関の対策として、金融機関の過少資本状態の解消等、金融システムの早期健全化スキームについて早急に検討されることになるものと認識をいたしております。

したがいまして、存続可能な銀行あるいは破綻前の概念につきまして私から申し上げることは困難であります、いずれにしても、政府としては金融システム全体の包括的な安定性を揺るがさないとの決意で臨んでおる、こういうことでございます。

峰崎直樹君 今、合意文書はないとおっしゃいましたか。あるんですか、ないんですか。

国務大臣（小淵恵三君） 御答弁申し上げたと思いますが、これはございません。

峰崎直樹君 そうすると、合意はなかったということ。合意はしたけれども、文書はつくらなかったという意味ですか。

国務大臣（小淵恵三君） 今回の日米会談は、両首脳があるテーマについてお互いに意見を交わし、かつ合意を求めると性格のものではありません。お互いの立場はそれぞれ主張はいたしましたけれども、改めて文書を作成し、両国間の合意を文書化するというようなことはございません。

峰崎直樹君 新聞その他しか私たちは見ていないんですが、だから正式のものが欲しいと言っているのはそのことなんです。合意事項とかというのはずらずら出てくるんですね。これは合意はしていないということなんですか。もう一度お答えください。

国務大臣（小淵恵三君） お互いのお話をされた中で認識を一致したという点は、それは述べられておるかもしれませんが、そのことを合意文書として作成し、これを記録としてとどめるというようなことはございません。

峰崎直樹君 認識は一致していたんですね。

そうすると、クリントン……（「一致した点もあるということ」と呼ぶ者あり）いや、一致していたんでしょう。そうすると、先ほど申し上げたように、存続可能な銀行に適切な条件、これは全部抽象的な言葉でクリントンさんの言葉が載っているんです。これはどういう理解をされたんですか。どういう認識をされたんですか。

国務大臣（小淵恵三君） これも誤りを期さないために、申し上げましたとおり、現在、存続可能な銀行あるいは破綻前の概念につきましては、私から申し上げる立場にないわけでございます。したがいまして、当時におきましてもそのような認識でございます。

峰崎直樹君 何だか話にならぬ。

要するに、小淵総理が存続可能な銀行についてどう考えているかじゃなくて、クリント

ンさんが話をされたんでしょう。そのときにクリントンさんは、あるいは恐らくサマーズさんとかルービンさんもおられたんでしょう、そういうときに、無条件でいわゆる公的資金を入れなさいと言っているわけじゃない、ということを書いているわけですよ。そうすると、無条件ではないということは、じゃ、どういう条件のものが公的資金の投入対象になり、どういうものはだめですよと。

私、かねてから、アメリカの金融業界というのは大変ドライなところで、もう破綻すべき銀行というのはこれはだめだけれども、しかし生かしていかなきゃいけない銀行はきちんと生かさなきゃいけない、そういう原則は非常にはっきりしているというふうに思います。

その意味で、アメリカ側はこれは恐らく日本の金融問題について触れているわけですから、その点でいわゆる平板に、とにかく公的資金をどんどん入れればいいということを行ったんじゃないんでしょう。どういう点でそういう理解を、どういうものがいわゆる再生可能な銀行なのかということを知っているんですよ。その点の御理解というのはどういう理解をされたんですかということを知っているんです。

国務大臣（小淵恵三君） 大統領は、米国を含む多くの国における歴史的経験にかんがみ、日本の銀行が強力で持続的な基盤を持って貸し出しを継続できるようにするために、日本の金融当局が迅速かつ十分な量の公的資金を銀行に注入することの必要性を強調された、こういうことをごさいます、先生の今お話しの内容について、私がそれを問い返してその概念を改めて求めるようなことはいたさなかったわけでごさいます。

峰崎直樹君 どうもやはり中身の問題について、本当に具体的にやりとりをされたというふうに、三時間もお話しされているわけですから、私はその中身についてお聞きしたいと思ったんですが、今のお話を聞いているとわかりません。

しかし、いずれにせよ、そういう文書が公的に当然残っているでしょうから、その文書をできれば、英文と和文と残っていれば私どもに資料としてお願い申し上げたいと思います。

これは後で、委員長、よろしくお願いいたします。

委員長（倉田寛之君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

委員長（倉田寛之君） 速記を起こして。

峰崎直樹君 総理、私どもは、いわゆる合意をされた内容についての合意文書はあるのかと。これについてはないとおっしゃった。それぞれのやりとりについてはそれぞれが文

書を設けた。それについては出せないとおっしゃっている。

そうすると、私たちは日米首脳会談の金融問題、世界に大変な影響を与えるかもしれない内容についての資料やデータ、本当のところは何によってつかめばよろしいのでしょうか。

政府委員（竹内行夫君） 事実の問題といたしまして、日米首脳会談につきまして、先ほど来総理から重ねて申し上げておりますとおり、合意文書というものはございません。それから、我が国として、いずれにせよ、記録につきまして英文の記録というものを作成していることはございません。それから、首脳会談のやりとりにつきましては、先ほど来、この当該の箇所につきましては総理から概要の御説明があったところでございます。

峰崎直樹君 要するに、我々は何に基づいて今度の日米首脳会談の評価をしたり質問をしたりしたらいいのだろうか。本当のところはないのではないですかということを行っているわけでありまして、それであったら恐らくこれは、総理の言葉だけを信用してください、それしかなくなってくるわけですよ。しかし、我々は、そういうものについて本当に言ったかどうかということの確認も含めて知りたいわけですよ、公文書として。せっかく高い外遊費を使ってやってこられたわけですよ、税金を。その意味で、その点を明確にしてもらいたいということなんです。データがなきゃわからないよ、そんなもの。（発言する者多し）

委員長（倉田寛之君） 御静粛に願います。

国務大臣（小淵恵三君） 北米局長が答弁しましたが、我が国の英文の方の記録は作成しておりません。首脳会談を含め、外交上のやりとりの一言一句を公にすることは適切でなく、従来も明らかにいたしておりません。

なお、首脳会談を含め外交上のやりとりの概要につきましては、先生お手元に資料がおりかと思えますけれども、同行いたしました上杉官房副長官がブリーフナーとなりましてそのガイダンスを発表させていただいておることをもって御理解いただきたいと思います。その中でも言われているように、北朝鮮の脅威その他につきましては、両国が一致した点は一致したと、こういうことを書かれておられるわけございまして、なおそれを合意したと、そういう合意事項として述べられると、すべてそのことを合意事項ということでありまして、それぞれの立場をまた主張したという趣旨でたしかガイダンスにおいて記者団に発表しておること、これがすべてでございます。

峰崎直樹君 時間もないですからこれ以上このやりとりはもうあれですが、いずれにせよ、これだけ大変重要な課題についての公的な文書といえますか、そういうものが私たち

に提示されないということについては大変な不満ですから、これは私どもは場合によつたら、今後ともホワイトハウスその他にも直接お話をするとかいろんな方法がありますので、これらについてはまた留保させていただきたいと思います。時間がありません。

それで、ずっとこの間 何かありますか。

国務大臣（小淵恵三君） 英語が不十分でございまして、先ほどガイダンスと言いましたけれども、ブリーファのブリーフと、こういうことだということでございますので、お許しをいただきたいと思います。

峰崎直樹君 そこで、小淵総理、アメリカで、具体的な名前を申し上げますが、長銀には資金注入はしないと、それとも破綻前に長銀に資金注入はあり得るということ、これは正式におっしゃったんですか、おっしゃらなかったんですか。

国務大臣（小淵恵三君） 個別銀行の問題については申し上げておりません。

峰崎直樹君 今の金融システムが大変な状況にある、その一番今焦点になっておるのは長銀問題だということは、これは間違いありませんね。

そうすると、その種の問題を抜きにして、今、日本の金融システムがどういう方向にあるかということに、そういう特に個別の銀行というのは議論にならなかったということですか。議論を全くしなかったということですか。一般論でずっと、システムの問題はどうしますということに対応されたんですか。

国務大臣（小淵恵三君） お説のとおりでございます。

峰崎直樹君 こども、向こうの話はとりあえずこれぐらいにしたいと思いますが、そこでちょっと合意事項のまた「等」のところに戻ってくるんですけども、実はその前に、こういう議論をするときに必ず我々のところにひっかかってくるのは長銀問題なんです。

金融監督庁長官、お見えになっておりますね。

金融監督庁長官にお尋ねしますが、長銀の検査はいつから始まっていつ終わるんでしょうか。その他の金融機関はもう終わったやに聞いております、七月十四日当時には。その点について、現状を簡潔にお願いいたします。

政府委員（日野正晴君） 長銀に対する検査につきましては、主要十九行に対する検査の一環といたしまして七月十三日から同行に立入検査を開始して、本年三月期の自己査定結果に基づいて、その資産内容等につきまして現在鋭意実態把握をしているところでございます。

検査といいますのは、その検査の予告から始まりまして、立ち入り、それから立ち入りの終了、その後審査を経て当該金融機関に対する検査結果の通知をもって終了するわけでございます。

今、委員は他の銀行については既に終了しているのではないかという御質問でございましたが、他の八行につきましては既に立入検査は終了いたしました。検査の結果はまだ通知しておりませんので、そういう意味でまだ検査そのものはどの銀行も終了していないという状況でございます。

検査はそういうことで終了しておりませんが、現在精査を尽くしているところでございまして、いつ終了するかにつきましてはまだ現在では申し上げられないということを御理解いただきたいと思います。

峰崎直樹君 今、予告、立ち入り、終了、結果の通知と、こうおっしゃいましたね。今どこまで来ているんですか、長銀は。

政府委員（日野正晴君） 現在、立入検査中でございます。

峰崎直樹君 これはもう二カ月越しますよ。まだやっていらっしゃるんですか。

それで、三月期とおっしゃいましたけれども、これは六月期のものもやるんでしょう、また。何か、三カ月ごとにやるとかという話もちょっと聞いているんですが、そのあたりはどうなっているんですか。

政府委員（五味廣文君） お答えいたします。

主要十九行検査は、自己査定 of 正確性をチェックするということで、今三月期の決算につきましてその自己査定をチェックするということで始まりまして。

長銀の場合には、同じ趣旨で始めましたけれども、八月の下旬に至りまして、大幅なりストラとともに公的資金の注入を予定したい、こういうお話がございましたので、おっしゃいますように三月期の結果だけではなくて、その後起こりましたさまざまな事象についてもできる限り実態把握をする必要があるということで、その部分、他の銀行と違いました事務量が余分にかかるという状況でございます。残りの八行につきましては、一番遅いもので先週の水曜日、十六日で立ち入りが終わっておりますけれども、この銀行につきましては、おっしゃるようにその後の状況について今引き続き立ち入り中であるということでございます。

なお、いつまでに終了するかということでございますけれども、具体的に何月何日までと言うことはなかなか難しいのでございます。と申しますのは、検査官が今最終的にチェックをしておりますが、できるだけきちんと調べて帰ってきてほしいものですから、何日までに終われということをはなかなか言いがたいところがございます。

ただ、三月期につきましても、その後の状況の実態把握につきましても、作業量として大きな作業が必要な部分は既に経過をしております、現在、例えばこの銀行の幹部ですとかあるいは公認会計士、外部監査の方、こういう方との詰めの議論を今しておる段階でございますので、もうそう長くかかるということではございません。

峰崎直樹君 とにかく、この問題は早く検査結果を出していただいて、そしてこれは要するに債権が超過していませんということが明らかになればそれはそれでいい。しかし、言うならば不良債権が自己資本をオーバーしておりましたと、こうなったら当然これは破綻になりますね。そのことがはっきりしないから、いやどうだこうだという議論がずっと続いているんじゃないですか。

総理大臣、この問題は実は、金融監督庁の最高責任者は総理大臣ですよ。いや、総理がもちろん全体の責任者であると同時に、金融監督庁の統括をしている総理府なんです。

いつまでに終わらせなければ、この議論の全体にとげのように刺さって、実態がよくわからない。本当に優良ならば、それならそれで何も公的資金を注入することないじゃないか。本来十三兆の資本スキームというのは、あれは優良な銀行に注入するというのが原則だったんでしょう。その意味で、こんなに長くかかって、二カ月たってもなおかつ、そして今、事務方の方にはいついつまでに終われということはないと言っているけれども、これはむしろ早く総理なりその責任者がいつまでに終わりますということを明示しない限り、この問題について本当に与野党の迷走している論議の一番、何と申しますかおもしろになっているんです、おもしろになっているんですよ。

総理、この点についての政治的な決断をぜひ聞かせてください、いつまでにこの問題、長銀の検査を終わらせると。

国務大臣（小淵恵三君） 委員がおっしゃっていることは私も十分理解しているつもりでございますが、金融監督庁挙げて現在懸命な検査を遂行しておる、限られた人員の中で精いっぱいやっておるんだろうと思いますが、さらに督励をいたしてまいりたいと思っております。

峰崎直樹君 ぐずぐずぐずぐず、ずっと続いていくんですね、これ。しかし、市場の方はもういろんなことの動きをしているんですよ。だから、これはスピードというのは、クリントンさんと話をされたときも、一番大切なのはスピードだということをおっしゃいませんでしたか。いかに早くこれを処理していかなきゃいけないのかが重要なときに、この問題だけぐずぐずぐずぐずぐずぐずいっているということは、今私どもはとてこれそういう余裕はないんじゃないのかと。早くそのことを明示して、例えば九月三十日なら九月三十日に区切る。その段階で全部整理をして、そして当然のことながら出てきた粗表を、銀行との間のネゴシエーションなんか、これは裁量行政になりますからやるべきではないと思

ますし、当然やってないと思いますが、しかしそういうことをもう決断されたいかがですか、総理。

国務大臣（小淵恵三君） 決断といいますか、金融監督庁の上にございます私といたしましても、その責務を十分果たすように、先ほど申し上げておりますように、最善を尽くして努力をするように申しておるところでございます。

峰崎直樹君 いつまでにということを入れなければ、この問題について、いつまでもこの問題を引きずってしまうということなんですよ。ぜひこの点は、もうこれ以上また言っても同じ答えが返ってくるばかりですから、私の方もこれ以上追及することはできませんけれども、引き続き、しかしこれは本当に早く急いでいただきたいんです。

そこで金融監督庁、九月二十二日だったのでしょうか、あなたは本当にこれ正式にそうおっしゃったかどうかを確かめたいんですが、長銀に日銀特融があってもこれは破綻とみなさないと、こういう新聞の記事が載っておりました。本当に事実そうしゃべられたんですか。その点、ちょっと正確に言ってくださいますか。

政府委員（日野正晴君） 日銀法をあえて朗読するまでもないかと思いますが、日銀法の三十八条第一項には、大蔵大臣は、銀行法第五十二条の二の規定その他の法令の規定による内閣総理大臣との協議に基づき「信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあると認めるとき、その他の信用秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、日本銀行に対し、当該金融機関への資金の貸付けその他の信用秩序の維持のために必要と認められる業務を行うことを要請することができる。」、こうあります。

そして、私が記者会見で受けましたのは、これは俗に日銀特融と呼ばれておりますが、この日銀特融が行われたときに、一般的にその当該金融機関は破綻かという御質問でありました。破綻の方は、一方この預金保険法の第二条によりましてきっちり定義が書いてありますが、「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関」と、こうございます。明らかに預金保険法第二条第四項のこの規定では日銀の特融のことはうたっておりませんので、この預金保険法の規定上のその破綻には直ちには当たらないと、こういうふうに答えたところでございます。

峰崎直樹君 日銀総裁、きょうお見えいただいておりますか。

今のお話を聞いて、その日銀特融を発するというときに、これは事実上、信用不安を起こすということは、要するに資金ショートしたり資金繰りを起こしているわけですね。だから、そこで特融を出すわけですから、これは破綻をしているというふうに一般的に言われてまいりましたけれども、今、私は金融監督庁の解釈を初めて聞いたような気がするん

ですが、どうでしょうか、日銀総裁。

参考人（速水優君） お答えいたします。

ただいま監督庁長官がお答えになりましたように、法令上は、日本銀行法三十八条による日銀特融と預金保険法上の破綻金融機関、これは「業務若しくは財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停止した金融機関」を指しておるんですが、この両者は別々の根拠法に基づく概念でございまして、いわば法律上一対一の関係にあるわけではございません。

一般論として申し上げますと、日本銀行は日銀法第一条に規定されているように、金融政策の運営のほか、信用秩序の維持に資することを目的としておるわけでもございまして、こうした目的を達成いたしますために、金融機関の破綻処理事例であるか否かを問わず、また破綻前か破綻後であるかを問わず、私どもが信用秩序維持のための資金供与を実施するに当たっての基本的な考え方、これを四原則と言っておりますが、これに照らして必要かつ適切と判断すれば特融を含め所要の措置を講じてきているところでございます。

念のために四原則を申しますと、一つはシステミックリスクが顕現化するおそれがあること、二つ目は日本銀行の関与が必要不可欠であること、三、モラルハザード防止の観点から経営者、株主、出資者等、関係者の責任が十分に追及されること、四つ目は日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮すること、この四原則を、もちろん大蔵大臣からの御依頼があつて日銀政策委員会にかけて決定することになっております。

峰崎直樹君 今お二人の話を聞いていて、そういう抽象論のかけ合いじゃなく、要するに長銀に例えば特融を実施する。なぜ特融を実施するんですか。現金を出すんでしょう、日銀から。それは、恐らく資金ショートしたり支払い不能になるという事態が起きるから日銀が特融をするんでしょう。ということは、これは実質上、預金保険法第二条に規定している破綻の定義に当たるんじゃないですか。

そのことをお二人はそうやって口裏を合わせて、おっしゃっていることは何だか抽象的におっしゃっているけれども、これはもう過去、そういうことの当たり前の整理じゃないんでしょうかね。

私はもうそれ以上言いません。私は、やはり日銀特融という問題が起きない方が望ましいと思いますが、起きたときにはもうそれは実質破綻というふうに国際的にも見られるんじゃないんですか。G7とか世界各国に行っていらっしゃる日銀総裁や大蔵大臣だったら、当然そういうことは理解をしておられると思いますが、私はもうこれ以上申しません。

日銀総裁、ありがとうございました。これで質問は終わりたいと思います。

いずれにせよ、今の問題、このいわゆる長銀問題というのは、私は、やはりどうしても早く検査結果を出して国民にディスクローズする。これはクリントン大統領もおっしゃったんじゃないんですか、情報開示をきちっとやろう、スピーディーにやっつけよう。そ

のことがこんなにおくれているから、国際的にも日本の国の価値まで実は非常に格付が落ちてしまうような状態まで今来始めているんじゃないんでしょうか。

その点は、これは与野党とかそういうことを問わず、日本の政治家として早くこのことに対して責任をとらなきゃいかぬということについてぜひきちんとしていただきたいと思うわけであります。

そこで、ちょっと長銀問題の絡みでございますので、この問題を先に整理をしておきたいと思いますが、私たちは、合意事項にあるいわゆる「等」の理解、その「等」の理解をしたときに、これは十三兆円のスキームは当然入りませんよということを確認いたしました。そして、実務者会議では、議論したように、ブリッジバンクだとか金融管財人だとか、あるいは特別公的管理、国有化も含めて、こういうやり方を入れるということで合意をしたというふうに聞いております。

そこで、総理大臣、そういう意味では長銀に、具体的には長銀ということになりますけれども、破綻前にそういう資金注入をするということはないと思うんですが、その点、もう一回確約をしていただきたいと思うんです。

国務大臣（小淵恵三君） 長銀問題につきましては、これに適用できる特別公的管理の枠組みを早急に確定し、新しい法律で規定した上で対処することといたしております。政府・与党といたしましては、新法を成立させ、新しい利用可能な枠組みをつくり、それで対処することを望んでおります。具体的な枠組みにつきましては、今後、与野党間の政策責任者間で検討されることを強く期待いたしております。

峰崎直樹君 その新しい枠組みという、そこは具体的にはどのような枠組みなんですか。要するに、新しい枠組みができるまでにとおっしゃっていますね。その中身がかなり食い違っていると。そこをちょっと具体的に教えてください。

国務大臣（小淵恵三君） 現在、政策担当者同士で協議を進めておりますので、その協議結果を待たなければ、今の私から、かくなるものとして指示を申し上げ、具体的姿を提示することは不可能であると思っております。

峰崎直樹君 この合意をしたことに基づいて実務者協議が出発しているときに、いわゆる合意をする人たちに任せているからそのことについては今言えないと。それじゃちょっとおかしいんじゃないですか。つまり、合意をした総理大臣、党首ですね、そこで最高責任者が合意をしたことに基づいて実務者は動いているはずですから、その合意をした最高責任者はその新しいスキームとはどういうふうに理解をしたんですかと、このことを聞いているんです。下に任せますじゃ、全然答えになっていないじゃないですか。もう一回教えてください。

国務大臣（小淵恵三君） 新しいスキームを考えるということ合意したのであります、その中身についてどうするかについては、今せっかく昼夜を分かたず与野党間でこれを協議いたしておるということでございますので、それぞれの協議結果につきまして、決定をされる段階におきましては恐らく党首たる私にも報告があろうかと思いますが、今の時点ではその報告を得ておらないということは、今真剣に与野党間でこのスキームのあり方について十分検討しておる、こう考えております。

峰崎直樹君 それで、最初の「確認」にまた戻るんですが、要するにベースがちょっと違うんですよ。ここで合意をしたのは、ここは実務者協議ですからやりますよと。それで、「長銀問題については、実務者協議で合意した事項に沿って、」と、実務者協議というのはこれです。それで、おっしゃっている中身は、この であるとすれば、これは今後やりましょうと。当面やらなければいけないのは、この の「野党三党提案の四法案を基礎に、」金融再生法案の修正と預金保険法の改正をしようということですね。そこのところをまず、今やらなければいけないのはそこなんですと。これは急がなければいけないけれども、今後も引き続き のところはやるということですよ。そういう理解ですね。

そして、先ほど言っているように、「長銀問題については、実務者協議で合意した事項に沿って、特別公的管理等」の「等」というのは、先ほど申し上げたように、この金融再生法案の修正の中の「等」と同じ意味です、こういうふうには私達は当然理解をすべきだと思っているんです。そこのところが崩れると、今あちらの、川向こうと言ったらおかしいですが、衆議院の方の協議で、衆議院だけではなくて参議院議員も入っておられますから、いわゆる自民党を軸にして協議されているものの中身で、随分そこのところの解釈が違って今デッドロックに乗り上げているんだと思うんですよ。だからそこで、その理解をしっかりとさせましょうということを言っているわけです。

総理、ぜひ総理にひとつお願いします。総理大臣が責任者ですよ。

国務大臣（宮澤喜一君） 党首会談に列席をしておりましたので、私から御説明をいたします。

今まさにおっしゃいましたように、この二枚目の紙、これが実務者の合意でございます。ごらんのように、「金融再生法案の修正について」というのがございますね。その一には、「金融機関の申し出によって、特別公的管理等の開始を行える旨の規定を、雑則ではなく、本則中に規定する。」ここに一つございますね。

それからもう一つは、最後の でございますね。「金融機関の過少資本状態の解消等、金融システムの早期健全化スキームを、早急に検討する。」この二つございまして、その後の各派の交渉をお見受けしておりますと、おっしゃいますように、この の方はまず先にやらずに後にしよう。

したがって、それ以外のもの、そういうようなことについて今御協議が行われている、そういうふうに理解してまして、このローマ数字の方も確かに今後の破綻前の金融機関の処理には大事な問題なんです、大事だということは皆様御存じなんですけれども、それは順序があるからこっちから、その方は後にしよう、こういうふうな御協議のように伺っているんです。

峰崎直樹君 総理大臣、今のでよろしゅうございますか。

国務大臣（小淵恵三君） 訪米をいたしておりまして留守にいたしておりましたが、その期間も協議を続けられてきたと認識をしておりまして、その結果は大蔵大臣から今お話しした経過と承知しております。

峰崎直樹君 この点については今後協議をするということについては、これは合意しているんです。

今問題になっているのは、金融再生法の修正についての一のところ、そこに「等」も入っていますから、その「等」の解釈でこの一番目の「長銀問題については、」というところを「特別公的管理等」というふうに理解をすべきじゃないですかということを行っているわけです。この点は党首会談で合意をされた理解に、そういう理解をしてよろしいかということをお聞きから私は小淵首相に聞いているわけです。この点、小淵首相、再度ぜひ答えてください。

国務大臣（小淵恵三君） 先ほども御答弁申し上げましたように、「等」を入れましたのはそのような規定を盛り込んだ新しい法律ができるまで現行の枠組みが生きているという意味であり、我が党と……

峰崎直樹君 違う……

委員長（倉田寛之君） どうぞ御答弁をお続けください。

国務大臣（小淵恵三君） ということで、森幹事長が「等」に対してのお尋ねがあって恐らくこういうある意味での我が党のお答え、こういうことだろうと思いますが、先ほど申し上げたような趣旨で「等」の認識をいたしておるということだろうと思います。

峰崎直樹君 だから、そこを何度も強調しているんですよ。

要するに、法律ができるまでの間すき間ができるから、その十三兆円の今のスキームが残りますから「等」と言っているんでしょう。そうしたら、十三兆円の、我々が合意をし

てこれは廃止しますと言った、廃止しますということを党首会談で約束されたでしょう、十三兆円のスキームはありませんと。そういう意味で、ここの「等」の理解は先ほど申し上げたような理解なんです。

それで、幹事長が出されたその統一見解の後に、実は古賀国対委員長と我が方の石井国対委員長との間で協議をしたんです。これは九八年九月二十二日二時四十分、今の問題について、野党三党の提案をベースとして特別公的管理の枠組みを意味するもので、早期健全化スキームを意味するものではありませんと。古賀国対委員長が私どもの石井国対委員長のところにこういう内容を持ってこられた、これは表に出ている話かどうかわかりませんが、

そういう意味では、そこの理解を一致させないから、実はきのうの三時半に皆さん方から出されたいわゆるこれですね、きのうの三時三十分、九月二十四日第一次提示、確認事項としてこう書いてあるものです。何だか途中で一枚ちょっと違うワープロが入って、これはどこのワープロかいなと思うような一枚がありますけれども、それは別にして、この中身が出されてきた。

その中身を見てみると、それと違うことが書いてあるわけです。ということは、昨日も私どもの鳩山由紀夫幹事長代理が質問したように、どうも合意事項をお互いに確認しておきながら、違うところから何とか長銀に今のスキームで十三兆円の中からお金を入れたい入れたい、こういう思いを持っている人がいて、絶えずそれが我々の合意を横から変えよう変えようとしているんじゃないか。そのことを実は今私は申し上げて、もう一回原点に戻りましょうと言っているんですよ。総理、どうですか。

国務大臣（小淵恵三君） それは党首会談という大変大切な会談をさせていただきましたので、原点に戻ることは当然のことでございますが、その原点から出発をいたしまして、各野党間にも若干の考え方の相違もこれあり、したがって、今与党・自民党として各野党それぞれと真剣な話し合いを続けておる段階でございます。

私といたしましては、その成り行きについてこれを信頼し、今の話し合いのまとまることを心から願っております、こういうことでございます。

峰崎直樹君 先ほどのおっしゃられた中身でいくとやっぱりちょっと違うんですね、合意事項の。ですから、これは非常に重要な合意事項で、先ほど総理は見守っていくとおっしゃいましたけれども、むしろ日程的に時間的に見たら、もう総理が出られて、この合意についてどうやら混乱があるようだ、私が出向いて野党の党首を呼んで、お互いにもう一回その合意事項の再確認といえますか、そういうことをして、何とか金融再生に向けて早く立て直すということを考えられませんか。どうですか、そういう努力をされませんか。

国務大臣（小淵恵三君） それはもう質問いただいております先生も私どもも、一日も

早く現下の金融システムを安定化させるために、せっかくの国会を開いて御議論いただいでございますから、一日も一刻も早く決着を見たいという気持ちにおいていささかも劣るものでないと思っております。

しかし、公党としてそれぞれがお約束をしつつ、その中身につきまして今懸命の調整を図っておるところでございますので、そうしたそれぞれの努力を十分見守りつつ、もちろん自由民主党として、政府・与党としてのその話し合いにおける最終的な結論をもって決断をせよと言われれば当然私としていたすべきことではありますが、今その過程にありますので、ぜひこの状況について私としては真剣なまなざしをもって見守っておる、こういうことでございます。

峰崎直樹君 そうであるなら、この合意事項というものの私が先ほど述べたような「等」の理解と、それから小淵総理が今答えられたのは随分私は違いがあるように思うんです。この違いをやっぱりどこかで氷解しないと先に進まないんじゃないだろうかという思いをしています。これもまた、もう一つ財金問題もありますので、この問題は大きい問題でありますので、ぜひ引き続きまた要請をしていきたいと思えます。

そこで、ちょっと確認します、官房長官お見えになっていないようですから。

けさ、九月二十五日、長銀の子会社への債権放棄をすべきではない、このように午前中の記者会見で官房長官が、日本長期信用銀行は関連ノンバンクの債権を放棄すべきでない、そうしない限り国民の理解は得られないと強調されました。この点について、官房長官はそういう談話をされたんですが、総理大臣、それでよろしいですか。確認いたします。

総理大臣ですよ。官房長官だから。

国務大臣（小淵恵三君） 長銀問題につきまして、今般与野党合意におきまして、これに適用できる特別公的管理の枠組みを早急に確定し、新しい法律に規定した上で対処することとされており、関連ノンバンク向けの債権を含む長銀の不良債権処理についても新法の新しい利用可能な枠組みのもとで対処することとされており、これを踏まえて適切に対処するというのが政府の基本的な考え方でございます。

官房長官が記者からの質問に答えましたのは、不良債権処理の一環として関連ノンバンク向けの債権放棄を行うということには、国民の批判が強いことも十分踏まえて対処する必要があるとの趣旨で答えたものであると認識いたしております。

峰崎直樹君 これは内閣の見解が一致していないんじゃないですか。官房長官に私は要請して、来ていただけるということで待ち続けてきたんですが、来られないんでしょうか。まず聞いてみます。要請していたでしょう。

委員長、この問題は割と重要な課題なので、債権放棄は。ちょっと速記をとめてください。

委員長（倉田寛之君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

委員長（倉田寛之君） 速記を起こして。

峰崎直樹君 この債権放棄問題は どうするんだと。かねてからの議論を聞いていますと、これは長銀と住信の合併の契約条件ですと。そんな契約があるのか私よく知りませんが、そういう大変重要な問題でもありますので、これは引き続きまた、官房長官は見えませんが、今の答弁では、総理の見解を今お聞きして、官房長官自身がこういうふうに考えていますねと、官房長官がこういうことを言われていることについての見解を今私はお聞きいたしましたが、この点について改めて何か言うことはございますか。

五千二百億円の長銀の日本リース向けあるいはその他向け、この債権については官房長官はこういうふうに考えておりますが、総理自身はどのように考えておられるのか、最後にそのことについてお聞きします。

国務大臣（小淵恵三君） これも今ほど答弁させていただきましたように、ノンバンク向けの債権を含む長銀の不良債権処理につきましては、新法の新しい利用可能な枠組みのもとで対処されることとしており、これを踏まえて適切に対処いたしてまいるのが政府の基本的考え方でございます。

峰崎直樹君 いずれにしても、今のは答えになっておりませんよね。債権放棄についてはどういうふうに対応するのか、そのことについて私どもは納得ができないんです。ぜひこの点は、もう時間もありませんので先に進ませていただきたいと思います（発言する者あり）

委員長（倉田寛之君） 御静粛に願います。

峰崎直樹君 そこで、一つ確認をします、この確認事項の。

そこで、一の「長銀問題については、実務者協議で合意した事項に沿って、特別公的管理等」、私は「等」の問題を先ほどから聞きましたが、「実務者協議で合意した事項（別紙）」と、これですね、これについては総理はこういう認識をお持ちですね。これは実務者協議で合意した事項であるということについては今もそのとおり理解をされていますね。

国務大臣（小淵恵三君） それは全くそのとおりでございます。

峰崎直樹君 もう時間も少なくなりました。次に移ります。

きのうの鳩山幹事長代理の国会における質問と答弁を聞いて一番私が驚いたこと、それは確認事項の二なんですよ。「金融再生委員会の設置に伴う財政と金融の完全分離及び金融行政の一元化は、次期通常国会終了までに所要の法律」というのが、必要な措置をとるといふことで決まりましたが、総理のこの答弁を聞いていると、これは一体何ですか。

こういうふうには答えられていますね。財政と金融の分離に関する問題につきましては中央省庁等改革の枠組みの中で金融庁の設置により対処することとし、と。そういうふうには書いてありますか、これ。書いていませんよ。その点どうですか。

委員長（倉田寛之君） 峰崎直樹君、もう一度質問の事項を要約して述べてください。

峰崎直樹君 いや、質問じゃないでしょう、これ。正確に言ったと思います。

委員長（倉田寛之君） 速記をとめて。

〔速記中止〕

委員長（倉田寛之君） 速記を起こして。

国務大臣（小淵恵三君） この党首会談におきまして、私からたしか口頭で申し上げたかと思えますけれども、その点はすなわち、申し入れの趣旨を重く受けとめ、できる限り尊重するとともに、実務者協議で合意した事項は共同して速やかに成立を図ることとしたと。

そして、長銀問題につきましては、先ほど来御議論ありますが、与野党間の政策責任者協議での合意を踏まえて設ける新しい特別公的管理等の中で対処する。

それから二点目の、今の御指摘ですが、金融再生委員会の設置に伴う財政、金融の完全分離及び金融行政の一元化の問題は、省庁再編の設置法を成立させ、可能な限り早急に実現する、こういうことでございます。

これにつきまして、各党からは正式にきちんとしたタイムリミットを設けよという御主張もございましたが、私といたしましては、それを重く受けとめて、可能な限り早急に実現をするということを申し上げた。その中で、実は省庁再編成の問題もありますので、この点も時期を繰り上げることができれば、その枠組みの中で、金融庁の設置という問題の中で、その成立の過程で十分な議論が図られ、このことの趣旨が達成できるものと、こうした形で私は申し上げた、こう思っております。

峰崎直樹君 全然これ話になりません、今聞いていて。正確でないです。合意文書を読んでください、これ。「金融再生委員会の設置に伴う財政と金融の完全分離及び金融行政の

一元化は、」と、いつまでにやるかということで書いてあるんで、金融庁がどうのこうのと
か、いわゆる今の行政改革の一環じゃなくて、これはもう完全分離をやるんですよとい
くことを書いている。そのことを言いかえたらだめです。

ちょっと私、今のはこの確認から大幅に食い違っているんで、とても納得できません、
その答弁。ちょっと協議してください。

国務大臣（宮澤喜一君） 党首会談におりましたからお答えをいたします。

もともと原案は、民主党の言われましたのは平成十一年一月一日、こうおっしゃったん
です。そう書いてあった。それはいかにも無理でございますということで、小淵総理大臣
から、しかし何か時期を言えというお話がございましたから、それでしたら、中央省庁の
再編成の法律案を来年は提出いたしますから、その中で金融庁の設置を前倒しするとい
うことで法的整備を行いますと、こう申し上げたのがいきさつでございます。

峰崎直樹君 私どもは金融庁の設置を前倒しをするという理解はしていないんですよ。
金融庁の設置ということになった場合には、そこにおけるこれまでのいわゆる行政改革の
積み重ね、積み上げがありましたですね、それとは違ってこれは、金融再生委員会、三条
委員会で設けて、そしてその財政と金融の完全な分離ということをまさにやろうとしてい
るんですよ。

この間の衆議院の答弁ずっと聞いていて、私は管轄外でありますがというような答弁を
大蔵大臣がやられたり、金融監督庁と本当にばらばらな答弁をしているのを見て、やっぱ
りこれは財政と金融を分離しなきゃいけないということを我々はそこで言っているんです
よ。

私どもは、そういう合意はこの確認事項に盛り込まれたというふうに考えておまして、と
ても今の答弁では、宮澤大蔵大臣の答弁でも納得できません。それをちょっと言ってくだ
さい。（「いつまでと日時の話をしたんだよ」と呼ぶ者あり）

これを日時、もう本当に日時のことだけはいろいろ議論があったと思いますが、それを
今申し上げたようなことで、徐々に金融庁の発足というところにすりかえられていったん
じゃないですか。そんなむちゃな話ないじゃないですか。それはだめですよ。今の答弁で
は納得できません。

総理、本当に答えてください。総理、答えてください。

国務大臣（宮澤喜一君） 今いろいろおっしゃいますが、その日にちは無理でございま
すということを総理が言われて、それならというので、政府は中央省庁の整備に金融庁と
いうものをもう予定しておりますから、それを前倒ししたらいかがでございますと、そう
いうことを総理が言われて、そのままのお話になっているんです、そこは。

峰崎直樹君 そうしたら、この合意事項はこの金融庁の発足に伴ってというふうにこれを書かないとおかしいじゃないですか。「金融再生委員会の設置に伴う財政と金融の完全分離及び金融行政の一元化は、」と明確にしたんですよ。この中身が、今お話しになったことでは、金融庁の発足でいいじゃないですか。金融庁の中身というのは、前に提起をされている中身とこの中身とは違うんじゃないですか。そこが問題なんですよ。ちょっと総理大臣、今のを。今、大蔵大臣が二回にわたって答えましたから、総理大臣の御見解を。

国務大臣（小淵恵三君） 私が先ほど朗読をいたしましたことを、一字一句誤りなく私は申し上げました。

そこで、民主党の菅さんからも日にちを入れました文書が手渡されまして、したがって、大蔵大臣が今答弁いたしましたように、いかにしてもそのことは無理である、したがって、さりながら次の通常国会の終わりまでには結論をつけなきゃならぬということでは大体私は双方合意したと思います。しからば、その後にもた金融庁というものを行政改革再編成で行うということであればその前倒しということもあり得ますねということをお話されまして、そのことは特に異論があったとは私は出席をいたしてございまして考えておりません。

峰崎直樹君 そうなったら、この確認事項を書き直さなければそうはなりませんわ。総理、そう思われませんか、これ。（発言する者あり）お互いに合意したんじゃないの。だから最初に確認したんじゃないの。

国務大臣（小淵恵三君） それは、今その私の発言とそれからそれぞれ野党党首の発言ないし文書、それとをすり合わせた結果あの党首会談は成立をいたしておるわけございまして、それをもとにいたしまして各党とも今協議に入っておるわけございまして、その点については、それこそ今現在その任に当たっておられる皆さんにもお話は申し上げますが、私としては、そのときの党首会談のことはそのように理解をしておるということでございます。

峰崎直樹君 そのような理解をされても、そのような理解が成り立つような確認になっておらぬのですよ。ですから、そういう意味で、先ほど私は総理に言いました、本当にここでまとめるというのだったら、総理の側から、そういうあいまいな決着になっているとすればそれは直さなきゃいけないんじゃないですか。そういう意味で、私はやはり指導性を発揮していただきたいということを最後にお願いをしておきますが、その点についての最後に御見解を伺って、私は終わります。

国務大臣（小淵恵三君） 一日も早く疑問点があればこれを解消して合意が成立するよ

うに私といたしましても全力を挙げたいと思います。

峰崎直樹君 終わります。